

寄 監 発 第 1 8 号
令和 7 年 8 月 2 5 日

寄居町長 峯岸 克明 様

寄居町監査委員 花輪 敏男

寄居町監査委員 笠原 則夫

令和 6 年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の
運用状況並びに健全化判断比率等に係る審査意見書の提出について
(報告)

このことについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 2
項、第 2 4 1 条第 5 項、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0
条第 2 項及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9
4 号）第 3 条第 1 項、第 2 2 条第 1 項の規定に基づき、審査に付された令和 4
年度寄居町一般会計、特別会計及び事業会計の決算、基金の運用状況、健全化
判断比率及び資金不足比率を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 6 年度寄居町各会計決算審査意見書

1 審査の対象

- (1) 令和 6 年度寄居町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和 6 年度寄居町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和 6 年度寄居町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和 6 年度寄居町水道事業会計利益の処分及び決算
- (5) 令和 6 年度寄居町下水道事業会計利益の処分及び決算
- (6) 令和 6 年度寄居町公設浄化槽事業会計利益の処分及び決算
- (7) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率
- (8) 各会計決算付属書類

2 審査の期間

令和 7 年 8 月 5 日（火）、6 日（水）、7 日（木）の 3 日間

3 審査の手続

審査に付された令和 6 年度寄居町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、成果説明書並びに水道・下水道・公設浄化槽事業会計決算報告書類について、寄居町監査基準に準拠し、決算計数に誤りはないか、予算執行は関係法令及び予算議決の趣旨に沿って的確かつ効率的になされているか、出納事務並びに財産の取得、管理及び処分は適正に処理されているか等を主眼に、関係職員の説明を聴取しつつ、あわせて例月出納検査及び定例監査の結果も参考に慎重に審査を実施した。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定結果並びにその算定の基礎となる報告書類が適正に作成されているか等を主眼として審査を行った。

4 審査結果

令和 6 年度寄居町各会計決算及び付属書類等は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、その計数は、関係諸帳簿と符合し正確であると認められる。

また、予算の執行についても適正であると認められる。

公有財産、物品及び基金のそれぞれの増減については、関係諸帳簿と照合した結果、その計数は、正確で、適正に管理、運用されているものと認められる。

審査に付された令和 6 年度の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率及び第 22 条第 1 項の規定に基づく資金不足比率報告書並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていたものと認められる。

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は、いずれの比率とも早期健全化基準を下回り、「実質公債費比率」は4.0%で前年度より0.3ポイント増加し、「将来負担比率」は22.5%で、前年度より5.4ポイント増加したが、いずれも良好な状態であると認められる。

審査に付された水道事業会計、下水道事業会計（公設浄化槽事業会計を含む。）の「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

各事業会計とも資金不足は生じておらず、いずれも良好な状態であると認められる。なお、令和6年度から公設浄化槽事業特別会計は、公営企業会計へ移行となっている。

また、令和3年度決算から令和5年度決算に係る健全化判断比率の算定に当たり、「公営企業会計に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金」の所要額を過少に算入していたことから実質公債費比率及び将来負担比率に誤りが生じたため、再審査を行い、適切かつ正当な修正がなされたことを確認した。この修正により両比率とも若干の数値の上昇が認められたが、財政状況の判断に重大な影響を与えるものではないものと評価し、今後、作業マニュアル等に留意し、再発防止に努めるよう要望した。

令和6年度の決算の状況は、以下のとおりである。

一般会計は、歳入決算額149億3779万8千円、歳出決算額141億9444万7千円である。歳入歳出差引額（形式収支）は7億4335万1千円で、翌年度へ繰り越すべき財源9684万2千円を差し引いた実質収支は6億4650万9千円の黒字決算となった。

特別会計は、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の2会計全体で、歳入総額41億9274万9千円、歳出総額40億5684万7千円で、歳入歳出差引残額は1億3590万2千円となった。

（１）一般会計

一般会計の歳入合計は、前年度比4.6%増、歳出合計は、前年度比4.0%増、ともに増加となった主な要因は、歳入では地方特例交付金や普通交付税、財産収入が増加したこと、歳出では物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とした様々な給付事業等を行ったことによるものである。

歳入のうち町税の決算額は、対前年度比2.1%減の51億8429万8千円となり、歳入全体の構成比率では34.7%（対前年度比2.4ポイント減）で、歳入区分別構成比は、前年度と同様最大の割合を占め、前年度に引き続き50億円の大台を確保した。

税目別では、個人町民税が定額減税により減収となったほか、町税の太宗を占める税目である固定資産税が事業所の設備投資が振るわなかったことなどにより減収となった。

町税については、納税者の利便性向上など、従来から収納率の向上に取り組んでいるところであるが、財産調査において電子化による預貯金取引照会システム（pipitLINQ）を活用し、調査期間の短縮を図ったほか、口座振替については、キャッシュカードの読取・送信端末の導入により、庁舎窓口で手続が完了する「ペイジー（Pay - easy）口座振替受付サービス」を開始し、納税環境の整備推進を図った。

令和6年度の町税の収納率は98.39%（県内63市町村中40位）で、前年度と比較すると0.05ポイント低下した。また滞納の発生を抑止するため現年課税分の徴収強化に取り組んでいるところであるが、収納率は99.44%で0.03ポイント上昇したが、順位は32位（前年度29位）に止まっている。

令和6年度の不納欠損額は、872万4千円（前年度572万3千円）、収入未済額は、7617万7千円（前年度7829万8千円）で、前年度とほぼ同様である。

国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が皆減し、学校施設環境改善交付金、デジタル田園都市国家構想交付金などが減額したが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金や社会資本整備総合交付金などが増額し、5423万7千円（対前年度比2.5%増）の増額となった。

歳出決算総額に占める町税、分担金及び負担金、使用料、手数料その他の自主財源額の割合を示す自主財源比率は、令和2年度39.1%、3年度46.8%、4年度51.6%、5年度51.1%と推移したが、地方交付税や地方特例交付金の増額や町債発行が増加したことにより、一般財源比率は71.2%（1.3ポイント増）、自主財源比率は48.4%（2.7ポイント減）とやや低下した。

決算剰余（欠損）の状況を標準財政規模との比較で表した実質収支比率は8.0%（対前年度0.8ポイント増）に変動したが、これは歳入が149億3779万8千円（前年度142億8191万1千円）に増加したことが主たる要因である。

この比率が高いほど財政にゆとりがあるとされるが必ずしも高ければ高いほど財政運営が良好とは言えず、標準財政規模の3～5%が望ましいとされている。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は前年度比2.4ポイント下降し、82.8%となったが、町村にあっては70%程度に収まることが妥当とされており、突発的な経済の変動や行政需要の急激な変化への柔軟な対応が容易ならざる状況にある。

令和6年度末の町債現在高は、103億5231万5千円で、前年度に比べ、1億1051万6千円増加している。令和6年度の発行額は、庁舎空調設備整備事業、防災行政無線更新事業、男衾中学校長寿化改修事業など10億2724万3千円（対前年度比11.2%増）であった。

また、普通交付税の代替財源として財源不足を補填する臨時財政対策債は4094万3千円（前年度比48.3%減）が発行された。なお、令和7年度からの臨時財政対策債の発行額は、制度が創設された平成13年度以降初めてゼロとなる。

歳入については、自主財源の一層の充実を図る観点から、企業誘致の推進による雇用の創出・拡大はもとより、ポストコロナ時代の需要喚起や地域経済の復興、町有資産の有効利用、使用料及び手数料等の受益者負担の適正化、町税滞納対策の強化など、あらゆる歳入確保策に取り組み、本町の持続可能性を高めつつ、引き続き堅固な財政基盤の構築に努められるよう要望する。

令和6年度は、第6次寄居町総合振興計画後期基本計画の3年目に当たることから、「少子化対策の充実・強化」「地域内経済循環の促進」「教育施策の充実・強化」「健康長寿事業の積極的展開」の4つのテーマを掲げ、一部事業に翌年度への繰越が生じたものの、概ねそれぞれの事業目的に沿って各種事業が実施された。

主要事業と位置付けられた各事業については、基本計画の目標値を達成した事業・施策がある一方、工夫・改善すべきものや多額の不用額を生じた事業もあり、限られた財源を効果的・効率的に活用するため、事業の必要性・規模など予算編成段階においても「選択と集中」の観点からの検討が必要である。

また、義務的経費としての扶助費については、社会福祉制度の一環として、住民福祉を支えるものであるが、一般会計の構成割合は総額及び伸び率とも増加傾向にあり、現状においては国・県支出金が充当され自主財源が占める割合は比較的低いものの、高齢化の急激な進行の影響などに留意する必要がある。

町民の「健康長寿」は、本町の主要重点施策の一つであるが、健康寿命県内下位脱出の健康長寿戦略の展開の結果、県が発表した町民の健康寿命のランキング順位がアップした。今後も一段の高みを目指し「健康長寿のまち県下ナンバー1」の目標の達成に向けた関係施策の充実を図られたい。

また、事業・施策の有効性や効率性については十分に検証し、費用対効果を基本とし、無駄を徹底排除しながら不断に事務事業を見直すことで、現下の課題に的確に対応するよう要望する。調査業務や補助事業等については、必要性を精査し、簡素・合理化を検討されたい。

（２）特別会計

国民健康保険特別会計は、平成30年度から県と市町村が共同で運営を行い、また、令和6年度に国民健康保険税の賦課方式の変更と税率改正が行われたことなどから、令和6年度の歳入における国民健康保険税の決算額は対前年度比で4.6ポイント増加し、収支状況は1億3045万1千円の黒字決算となった。しかし、高齢化の進行など後期高齢者医療制度への移行により被保険者の減少が続いている。一般会計からの赤字補填目的の法定外繰入金が令和5年度で終了し、保健事業分の法定外繰入金も令和7年度までで終了することから、

歳入の確保が課題である。

歳出では、国民健康保険事業費納付金など収支に影響が大きい費目の動向に加えて、全県的な被保険者負担の平準化に向けた国民健康保険税（料）の賦課方式の統一化や収納率の自治体間格差の是正への対応、本町独自の保健事業の扱いなどの課題が残されている。さらに、被保険者一人当たり医療費が年々増加し、国保財政を圧迫している。

後期高齢者医療特別会計は、高齢化に伴い被保険者数及び加入率とも増加している。一人当たり医療費は減少傾向にあるが、被保険者数の増加により負担金等の公費負担の増加が見込まれる。

（３）公営企業会計

水道事業会計は、令和６年度の年間総配水量が４６０万５５３２ｍ^３、（前年度比０．１％減）年間有収水量４３０万７２５６ｍ^３（前年度比微減）でいずれも前年度を下回った。有収率は９３．５％（前年度比０．１ポイント増）となった。

人口減少等による水需要の減少や大口需要者の使用水量の減少傾向は今後も継続し、また施設の老朽化対策や石綿管、塩ビ管の更新などの資本的支出が増加していくことが見込まれる。

経営指標の一つである経常収支比率は、健全経営の水準とされる１００％を上回る、１０７．５０％であった。

また、料金の妥当性を示すとされる料金回収率は、１０３．８８％で、事業に必要な費用を給水収益で賄える状況とされる１００％を上回っており、前年度と比較すると数値がやや回復している。電力料金の増大など動力費や修繕料の割合が増加しており、今後の動向等を注視する必要がある。

水道は必須の生活インフラであり「寄居町水道事業経営戦略」や「寄居町水道施設整備計画」を踏まえ、懸念される南海トラフ地震など、災害に強い施設などの災害対策とともに、水道料金の改定後も引き続き効率化や合理化を推進し、健全経営に努められたい。なお、担当職員の技術力の継承とともに、県営水道用水供給料金改定の動向にも留意されたい。

下水道事業会計は、令和６年度の年間処理水量が、公共下水道事業では１１６万５０３４ｍ^３、農業集落排水事業が２０万７５４４ｍ^３となり、有収水量は、公共下水道事業が１０４万５５５ｍ^３、農業集落排水事業が１８万８４８４ｍ^３となった。

経営指標の経常収支比率は、公共下水道事業については年々改善されてきたが、令和６年度は１０２．２１％とやや低下したものの、経費回収率については１００．００％と、概ね使用料で回収すべき経費を賄えている。

農業集落排水事業については、経常収支比率は健全経営の水準とされる１００％を割り込む９９．９２％に低下し、経費回収率は１００％を大きく下回る５２．９１％にとどまっている。一般会計から農業集落排水事業補助金５００

7万5千円の支援のほか農業集落排水事業出資金2986万1千円の支援を受けている。

公設浄化槽事業会計は、令和6年4月より公設浄化槽事業特別会計から地方公営企業法の一部を適用し、新たな公営企業会計方式による経理がスタートした。

建設改良費や企業債償還金の資本的支出の財源は、企業債、一般会計出資金、国・県補助金及び受益者分担金が充当され運営されている。事業会計に移行したことにより複式簿記による経理が行われ、経営や資産状況の「見える化」が図られた。

しかしながら浄化槽利用者から徴収する公設浄化槽使用料と浄化槽ごとに係る費用の浄化槽費の比較では使用料のほうが大きい。担当職員の身分は一般行政職員のままで、人件費は一般会計に計上されるほか、企業会計システム賃貸借等に係る費用は、他会計補助金から収益を得て経営している。

また、浄化槽設置工事については、公設浄化槽への新設や転換工事の申込件数が少なく、目標とした設置基数に達していない。

現状、経営状況は厳しいと言わざるを得ず、事業の意義、形態等について抜本的な検討を要する。

(4) 基金

各基金条例により設置されている財政調整基金はじめ12の基金の令和6年度末の現在高は、総額35億3406万4千円で、現在の12基金となった令和元年度末の現在高19億2742万2千円と比較すると15億7335万8千円が増加している。基金はそれぞれ設置目的に沿って必要により処分されるべきものであるが、状況の変化に対応し、基金として管理する必要性等の見直しを検討すべきである。

(5) まとめ

令和6年度決算は、コロナ禍の影響を脱しつつ物価高騰への対応を色濃く反映するものとなった。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種に関連する事業に加え、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用による給付事業などが実施された令和5年度決算からは様変わりしている。

官民ともにその対応に迫られた新型コロナウイルス感染症に落ち着き感がみられる一方、円安傾向で輸入価格が上昇し、デフレ脱却に向けた様々な施策が展開されたが、国内物価も同様に上昇し、物価と賃金の好循環は順調と断言できない中で、住民税非課税世帯や均等割のみの世帯等を対象に給付事業が行われ、その一部は繰越明許費として繰り越されている。

2か年の継続事業として実施した男衾中学校長寿命化改修事業により改修

工事が完工し、安全・安心・快適な教育環境が整備されたところであり、所期の整備目的に沿った利活用が可能となった。

地域通貨 Yori-Ca(ヨリカ)事業などの物価高騰対応の一連の事業については、その効果や利活用状況を把握・評価し、改善工夫に努められたい。

収入未済額の縮減は、財源確保や負担の公平性を確保する上で重要な課題であり、収納対策の強化、債権管理の取り組みによって縮減傾向にあるが、町税、民生費負担金（保育所保護者負担金）、土木使用料（町営住宅使用料）、貸付金元利収入（住宅資金貸付金）については、今後とも効果的な対策を講じ、未収金の解消に取り組む必要がある。なお、不納欠損処理を行う場合は、滞納者ごとに実態・事情を把握し、適切に事務処理を行うことを徹底されたい。

人口減少・少子高齢化、経済構造の変化、インフラ老朽化や自然災害リスクの増大など本町を取り巻く様々な社会経済状況や人口動向などを的確にとらえ、行政コストの削減、歳入の確保などに積極的に取り組むことにより、限られた財源を新たな時代に即した効果的な施策に振り向け、将来世代に過度な負担を先送りしない持続可能な行財政運営を実現するよう要望する。

悲観論を退け、寄居町の新しい時代を拓く「課題解決を成長と楽しさにつなげたい」との思いが込められた令和6年度予算は、様々な課題に対し施策が展開されたところであるが、「可能性 ∞（むげんだい） 笑顔満タン よりいまち」の実現に向けて、合併70周年のさきがけとなる6年度の施策や事業成果を検討評価し、10年後の80周年を見据えた諸課題への対応を検討されたい。